

所在地

商号又は名称

工事費内訳書

工事番号	
工事名	
工事場所	

工事区分・工種・種別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
工事価格 (入札書記載金額)					

- ※ 本様式において誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じ、失格となることがあります。また、添付もれの場合は失格となります。
- ※ レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を記入してください。レベル3の各計がレベル2、レベル2の各計がレベル1になります。
- ※ レベル1、2、3の各計や、工事価格(入札書記載金額)で端数調整をすることのないようにしてください。
- ※ 1式計上により、単価欄は記載不要です。

工事費内訳書(労務費等)

種別	数量	金額(円)	備考
直接工事費のうち 材料費	1式		
労務費	1式		
現場管理費のうち 法定福利費の事業主負担額	1式		
建退共制度の掛金	1式		
工事原価のうち 安全衛生経費	1式		

- ※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費の5項目について記載してください。
- ※ 法定福利費は、算出困難な場合でも必ず金額を記載してください。金額以外を記載した場合は入札を失格とします。
- ※ 建退共制度の掛金について、対象労働者がいない場合は「-」を記載してください。
- ※ 材料費、労務費及び安全衛生経費について市場単価方式を活用している場合等、すべて計上できない場合は、金額欄に、「計上不可」と記載し、備考欄に理由を記載してください。一部のみ計上できない場合は、備考欄に「一部のみ計上」と記載するとともにその理由を記載してください。
- ※ 該当がない経費は0円と記載してください。
- ※ 工事費内訳書に労務費等の5項目のうち1項目でも未記入の場合は、入札を失格とします。

- ※ 以下の積算体系による工事については、下表のとおり読み替えてください。

積算の種別	直接工事費の読み替え	現場管理費の読み替え
鋼橋製作工	直接工事費(工場製作) + 直接工事費(架設)	工場管理費 + 現場管理費
土木電気通信設備 (一般)	直接製作費 + 直接工事費	工場管理費 + 現場管理費 + 機器間接費
土木機械設備	直接製作費 + 直接工事費	工場管理費 + 現場管理費 + 設計技術費
下水道ポンプ場・処理場 (機械設備)	機器費 + 直接工事費	機器費のうち工場管理に該当する費用 + 現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費
下水道ポンプ場・処理場 (電気設備)	機器費 + 直接工事費	機器費のうち工場管理に該当する費用 + 現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費

土木一式工事等(建築一式・建築設備工事以外) 工事費内訳書(労務費等) 記載例

全ての項目に必ず金額等を記入してください(未記入は失格)。

工事区分・工種・種別	数量	金額(円)	備考
直接工事費のうち 材料費 ①	1式	計上不可	市場単価方式による
労務費 ②	1式	500,000	一部のみ計上(市場単価方式による)
現場管理費のうち 法定福利費の事業主負担額 ③	1式	230,000	
建退共制度の掛金 ④	1式	100,000	
工事原価のうち 安全衛生経費 ⑤	1式	500,000	

①から⑤の項目は、入札金額の内訳として記載が必要です。
いずれか1つでも記載がない場合は入札を失格とします。

【各項目の概要及び記載に当たっての注意点等】

記載に当たっては次の内容を参考にしてください。

詳細は国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参照してください。

→ 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001972220.pdf

① 材料費(国土交通省ガイドラインは12ページを参照)

- ・ 主要な材料費は必須項目とし、雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金は任意項目とされています。
- ・ 市場単価方式等による積算で、金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」「一部のみ計上」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
「備考」欄の記載例: 市場単価方式による 標準単価方式による
一部のみ計上(市場単価方式による) 等
- ・ 該当がない(計上すべき金額がない)場合は「金額(円)」欄に0円であることを記載してください。

② 労務費(国土交通省ガイドラインは12ページを参照)

- ・ 積上げ可能な方式で積算した労務費を計上してください。
- ・ 市場単価方式など材工の分離が困難なものは加算しなくてもよいですが、その場合でも、「金額(円)」欄に金額を記載し、「備考」欄に「一部のみ計上(市場単価方式による)」と記載してください。
- ・ 金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
金額が計上できない場合の「備考」欄の記載例: 市場単価方式による
標準単価方式による 等

③ 法定福利費の事業主負担(国土交通省ガイドラインは12ページ、13ページを参照)

- ・ 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料を含む。)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。)の法定の事業主負担額を記載してください。
- ・ 算出困難な場合でも必ず金額を記載してください。金額以外(「計上不可」等)を記載することはできません。金額以外のものを記載した場合は入札を失格とします。

④ 建退共制度の掛金(国土交通省ガイドラインは13ページを参照)

- ・ 建設業退職金共済制度の対象労働者がいる場合は必要額を記載してください。
- ・ 対象労働者がいない場合は、「金額(円)」欄に「-」を記載してください。

⑤ 安全衛生経費(国土交通省ガイドラインは14ページを参照)

- ・ 労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を記載してください。
- ・ 必要経費の考え方については、ガイドラインP14を参照してください。
- ・ 市場単価方式等による積算で、金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」「一部のみ計上」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
「備考」欄の記載例: 市場単価方式による 標準単価方式による
一部のみ計上(市場単価方式による) 等

【その他留意事項】

- ・ 必要項目への記載漏れ等を防ぐため、原則指定様式を使用してください。任意の様式を使用する場合は、県が指定する工事費内訳書で記載を求めている項目をすべて記載する必要があります。どれか1つでも記載がない場合は入札を失格とします。

所在地

商号又は名称

工事費内訳書

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	

[illegible]

- ※ 本様式において誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じ、失格となることがあります。また、添付もれの場合は失格となります。
- ※ レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を記入してください。レベル3の各計がレベル2、レベル2の各計がレベル1になります。
- ※ レベル1、2、3の各計や、工事価格(入札書記載金額)で端数調整をすることのないようにしてください。
- ※ 1式計上により、単価欄は記載不要です。

工事費内訳書(労務費等)

種別	数量	金額(円)	備考
直接工事費のうち 材料費	1式		
労務費	1式		
工事原価のうち 法定福利費の事業主負担額	1式		
現場管理費のうち 建退共制度の掛金	1式		
工事原価のうち 安全衛生経費	1式		

- ※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費の5項目について記載してください。
- ※ 法定福利費は、算出困難な場合でも必ず金額を記載してください。金額以外を記載した場合は入札を失格とします。
- ※ 建退共制度の掛金について、対象労働者がいない場合は「-」を記載してください。
- ※ 材料費、労務費及び安全衛生経費について市場単価方式を活用している場合等、すべて計上できない場合は、金額欄に、「計上不可」と記載し、備考欄に理由を記載してください。一部のみ計上できない場合は、備考欄に「一部のみ計上」と記載するとともにその理由を記載してください。
- ※ 該当がない経費は0円と記載してください。
- ※ 工事費内訳書に労務費等の5項目のうち1項目でも未記入の場合は、入札を失格とします。

建築一式工事 工事費内訳書(労務費等) 記載例

全ての項目に必ず金額等を記入してください(未記入は失格)。

工事区分・工種・種別	数量	金額(円)	備考
直接工事費のうち 材料費 ①	1式	計上不可	市場単価方式による
労務費 ②	1式	500,000	一部のみ計上(市場単価方式による)
工事原価のうち 法定福利費の事業主負担額 ③	1式	230,000	
現場管理費のうち 建退共制度の掛金 ④	1式	100,000	
工事原価のうち 安全衛生経費 ⑤	1式	500,000	

①から⑤の項目は、入札金額の内訳として記載が必要です。
いずれか1つでも記載がない場合は入札を失格とします。

【各項目の概要及び記載に当たっての注意点等】

記載に当たっては次の内容を参考にしてください。

詳細は国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参照してください。

→ 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001972220.pdf

① 材料費(国土交通省ガイドラインは12ページを参照)

- ・ 主要な材料費は必須項目とし、雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金は任意項目とされています。
- ・ 市場単価方式等による積算で、金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」「一部のみ計上」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
「備考」欄の記載例: 市場単価方式による
一部のみ計上(市場単価方式による) 等
- ・ 該当がない(計上すべき金額がない)場合は「金額(円)」欄に0円であることを記載してください。

② 労務費(国土交通省ガイドラインは12ページを参照)

- ・ 積上げ可能な方式で積算した労務費を計上してください。
- ・ 市場単価方式など材工の分離が困難なものは加算しなくてもよいですが、その場合でも、「金額(円)」欄に金額を記載し、「備考」欄に「一部のみ計上(市場単価方式による)」と記載してください。
- ・ 金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
金額が計上できない場合の「備考」欄の記載例: 市場単価方式による 等

③ 法定福利費の事業主負担(国土交通省ガイドラインは12ページ、13ページを参照)

- ・ 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料を含む。)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。)の法定の事業主負担額を記載してください。
- ・ 算出困難な場合でも必ず金額を記載してください。金額以外(「計上不可」等)を記載することはできません。金額以外のものを記載した場合は入札を失格とします。

④ 建退共制度の掛金(国土交通省ガイドラインは13ページを参照)

- ・ 建設業退職金共済制度の対象労働者がいる場合は必要額を記載してください。
- ・ 対象労働者がいない場合は、「金額(円)」欄に「-」を記載してください。

⑤ 安全衛生経費(国土交通省ガイドラインは14ページを参照)

- ・ 労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を記載してください。
- ・ 必要経費の考え方については、ガイドラインP14を参照してください。
- ・ 市場単価方式等による積算で、金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」「一部のみ計上」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
「備考」欄の記載例: 市場単価方式による
一部のみ計上(市場単価方式による) 等

【その他留意事項】

- ・ 必要項目への記載漏れ等を防ぐため、原則指定様式を使用してください。任意の様式を使用する場合は、県が指定する工事費内訳書で記載を求めている項目をすべて記載する必要があります。どれか1つでも記載がない場合は入札を失格とします。

所在地

商号又は名称

工事費内訳書

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	

工事区分・工種・種別	単位	数量	単価(円)	金 額(円)	備 考
工事価格 (入札書記載金額)					

- ※ 本様式において誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じ、失格となることがあります。また、添付もれの場合は失格となります。
- ※ レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を記入してください。レベル3の各計がレベル2、レベル2の各計がレベル1になります。
- ※ レベル1、2、3の各計や、工事価格(入札書記載金額)で端数調整をすることのないようにしてください。
- ※ 1式計上により、単価欄は記載不要です。

工事費内訳書(労務費等)

種別	数量	金額(円)	備考
直接工事費のうち 材料費	1式		
労務費	1式		
現場管理費のうち 法定福利費の事業主負担額	1式		
建退共制度の掛金	1式		
工事原価のうち 安全衛生経費	1式		

- ※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費の5項目について記載してください。
- ※ 法定福利費は、算出困難な場合でも必ず金額を記載してください。金額以外を記載した場合は入札を失格とします。
- ※ 建退共制度の掛金について、対象労働者がいない場合は「-」を記載してください。
- ※ 材料費、労務費及び安全衛生経費について市場単価方式を活用している場合等、すべて計上できない場合は、金額欄に、「計上不可」と記載し、備考欄に理由を記載してください。一部のみ計上できない場合は、備考欄に「一部のみ計上」と記載するとともにその理由を記載してください。
- ※ 該当がない経費は0円と記載してください。
- ※ 工事費内訳書に労務費等の5項目のうち1項目でも未記入の場合は、入札を失格とします。

建築設備工事 工事費内訳書(労務費等) 記載例

全ての項目に必ず金額等を記入してください(未記入は失格)。

工事区分・工種・種別	数量	金額(円)	備考
直接工事費のうち 材料費 ①	1式	計上不可	市場単価方式による
労務費 ②	1式	500,000	一部のみ計上(市場単価方式による)
現場管理費のうち 法定福利費の事業主負担額 ③	1式	230,000	
建退共制度の掛金 ④	1式	100,000	
工事原価のうち 安全衛生経費 ⑤	1式	500,000	

①から⑤の項目は、入札金額の内訳として記載が必要です。
いづれか1つでも記載がない場合は入札を失格とします。

【各項目の概要及び記載に当たっての注意点等】

記載に当たっては次の内容を参考にしてください。

詳細は国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参照してください。

→ 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001972220.pdf

① 材料費(国土交通省ガイドラインは12ページを参照)

- ・ 主要な材料費は必須項目とし、雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金は任意項目とされています。
- ・ 市場単価方式等による積算で、金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」「一部のみ計上」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
「備考」欄の記載例: 市場単価方式による
一部のみ計上(市場単価方式による) 等
- ・ 該当がない(計上すべき金額がない)場合は「金額(円)」欄に0円であることを記載してください。

② 労務費(国土交通省ガイドラインは12ページを参照)

- ・ 積上げ可能な方式で積算した労務費を計上してください。
- ・ 市場単価方式など材工の分離が困難なものは加算しなくてもよいですが、その場合でも、「金額(円)」欄に金額を記載し、「備考」欄に「一部のみ計上(市場単価方式による)」と記載してください。
- ・ 金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
金額が計上できない場合の「備考」欄の記載例: 市場単価方式による 等

③ 法定福利費の事業主負担(国土交通省ガイドラインは12ページ、13ページを参照)

- ・ 現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料を含む。)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。)の法定の事業主負担額を記載してください。
- ・ 算出困難な場合でも必ず金額を記載してください。金額以外(「計上不可」等)を記載することはできません。金額以外のものを記載した場合は入札を失格とします。

④ 建退共制度の掛金(国土交通省ガイドラインは13ページを参照)

- ・ 建設業退職金共済制度の対象労働者がいる場合は必要額を記載してください。
- ・ 対象労働者がいない場合は、「金額(円)」欄に「-」を記載してください。

⑤ 安全衛生経費(国土交通省ガイドラインは14ページを参照)

- ・ 労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を記載してください。
- ・ 必要経費の考え方については、ガイドラインP14を参照してください。
- ・ 市場単価方式等による積算で、金額を計上できない理由がある場合は、「金額(円)」欄に「計上不可」「一部のみ計上」と記載し、「備考」欄にその旨を記載してください。
「備考」欄の記載例: 市場単価方式による
一部のみ計上(市場単価方式による) 等

【その他留意事項】

- ・ 必要項目への記載漏れ等を防ぐため、原則指定様式を使用してください。任意の様式を使用する場合は、県が指定する工事費内訳書で記載を求めている項目をすべて記載する必要があります。どれか1つでも記載がない場合は入札を失格とします。